

## ○山口県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する内規

平成19年5月31日  
公安委員会内規第5号

山口県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する内規を次のように定める。

山口県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する再審査の申請及び事実の申告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この内規において「法」とは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）をいう。

2 この内規において「再審査の申請」とは、法第230条第1項に規定する再審査の申請をいう。

3 この内規において「事実の申告」とは、法第232条第1項に規定する事実の申告をいう。

(再審査申請書の交付)

第3条 法第16条第1項に規定する留置業務管理者（以下単に「留置業務管理者」という。）は、警察本部長（以下「本部長」という。）に対する審査の申請の裁決に不服がある者が再審査の申請を希望する場合には、速やかに、その者に対し、再審査申請書（別記第1号様式）を交付する。

(再審査の申請の受理)

第3条の2 再審査の申請は、警務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）が受理する。

2 留置管理課長は、前項の規定により再審査の申請を受理したときは、再審査申請受理簿（別記第1号様式の2）に必要な事項を記入するとともに、速やかに、その内容を公安委員会に報告しなければならない。

(補正)

第4条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定による補正の命令は、補正命令書（別記第2号様式）を再審査の申請人に交付することにより行う。

(執行停止)

第5条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第25条第2項の規定による執行停止をしたときは、執行停止通知書（別記第3号様式）により、その旨を再審査の申請人に通知する。この場合におい

て、公安委員会は、執行停止通知書の写しを本部長に送付する。

(執行停止の取消し)

第6条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、執行停止取消通知書(別記第4号様式)により、その旨を再審査の申請人に通知する。この場合において、公安委員会は、執行停止取消通知書の写しを本部長に送付する。

(手続の併合又は分離)

第7条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第39条の規定により数個の再審査の申請を併合し、又は併合された数個の再審査の申請を分離したときは、手続併合(分離)通知書(別記第5号様式)により、その旨を再審査の申請人に通知する。この場合において、公安委員会は、手続併合(分離)通知書の写しを本部長に送付する。

(公安委員会が指名する職員)

第8条 法第230条第3項において準用する法第160条第2項の公安委員会が指名する職員は、留置管理課長とする。

(裁決)

第9条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法第50条第1項の裁決書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

(再審査の申請の取下げ)

第9条の2 留置業務管理者は、再審査の申請人が、再審査の申請の取下げを希望する場合には、当該再審査の申請人に対し、再審査申請取下申出書(別記第6号様式の2)を交付する。

(事実申告書の交付)

第9条の3 留置業務管理者は、被留置者が法第232条第1項の規定による事実の申告(以下単に「事実の申告」という。)を希望する場合には、速やかに、当該被留置者に対し、事実申告書(別記第6号様式の3)を交付する。

(事実の申告の受理)

第10条 事実の申告は、留置管理課長が受理する。

2 留置管理課長は、前項の規定により事実の申告を受理したときは、事実申告受理簿(別記第7号様式)に必要な事項を記入するとともに、速やかに、その内容を公安委員会に報告しなければならない。

(補正)

第11条 法第232条第3項において準用する行政不服審査法第23条の規定による補正の命令は、補正命令書を事実の申告人に交付することにより行う。

(手続の併合又は分離)

第12条 公安委員会は、法第232条第3項において準用する行政不服審査法第39条の規定により数個の事実の申告を併合し、又は併合された数個の事実の申告を分離したときは、手続併合(分離)通知書により、その旨を事実の申告人に通知する。この場合において、公安委員会は、手続併合(分離)

通知書の写しを本部長に送付する。

(公安委員会が指名する職員)

第 13 条 法第 232 条第 3 項において準用する法第 160 条第 2 項の公安委員会が指名する職員は、留置管理課長とする。

(通知)

第 14 条 法第 232 条第 3 項において準用する行政不服審査法第 50 条第 1 項の通知書の様式は、別記第 8 号様式のとおりとする。

(事実の申告の取下げ)

第 15 条 留置業務管理者は、事実の申告人が、事実の申告の取下げを希望する場合には、当該事実の申告人に対し、事実申告取下申出書（別記第 9 号様式）を交付する。